

# 令和7年自転車指導啓発重点路線

【栄警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

## 県道23号（原宿六ツ浦）

### 【選定理由】

- ・ 栄区内の主要道路であり、自転車利用者及び他の交通量も多い道路である。
- ・ 他の路線に比べて、**自転車関連事故が多発**（令和6年中9件）

## よく見られる自転車利用者の違反形態

- 一時不停止
- ながらスマホ
- 二人乗り



## ★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

### 1 歩道は、歩行者優先！

自転車が行き通れる歩道でも、**車道寄りをすぐに止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。

### 2 運転中のながらスマホの厳罰化！

ながら運転は片手運転になることで、**周りの危険を発見することができず**、重大な交通事故につながるため大変危険であり、令和6年11月1日から厳罰化されました！絶対にやめましょう！

### 3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。